

議第四百十号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条の四に次の一項を加える。

- 6 令第六条第七項に規定する場合における都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、都市公園に設ける滞在快適性等向上公園施設の建築面積の割合の特例を定めるため、この条例を定めようとする。